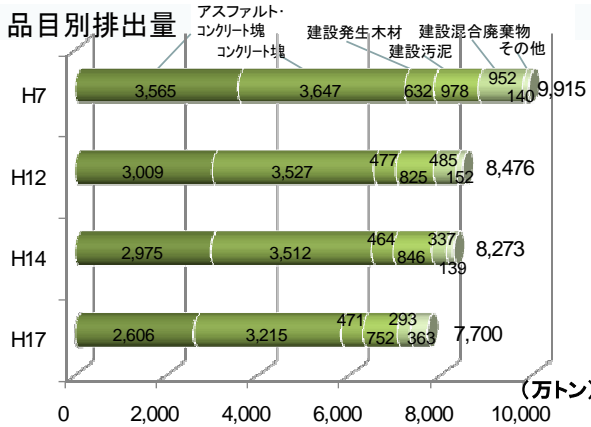
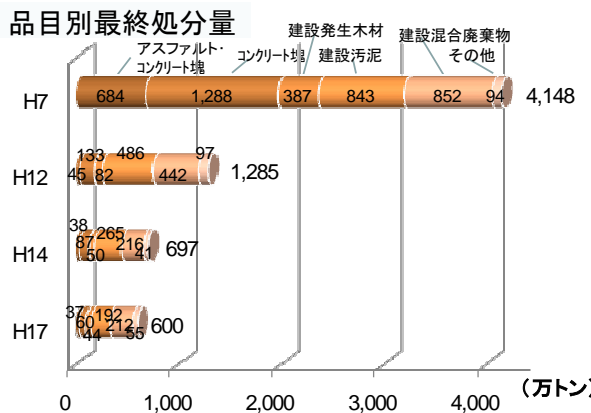
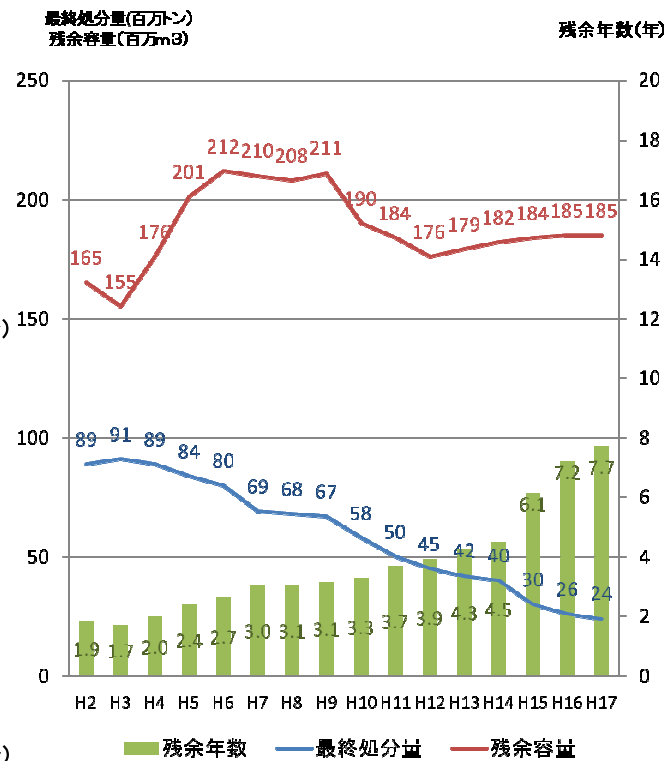


建設廃棄物の排出量と最終処分量の推移

第1章 2.(2)



産業廃棄物最終処分量と最終処分場の残余容量

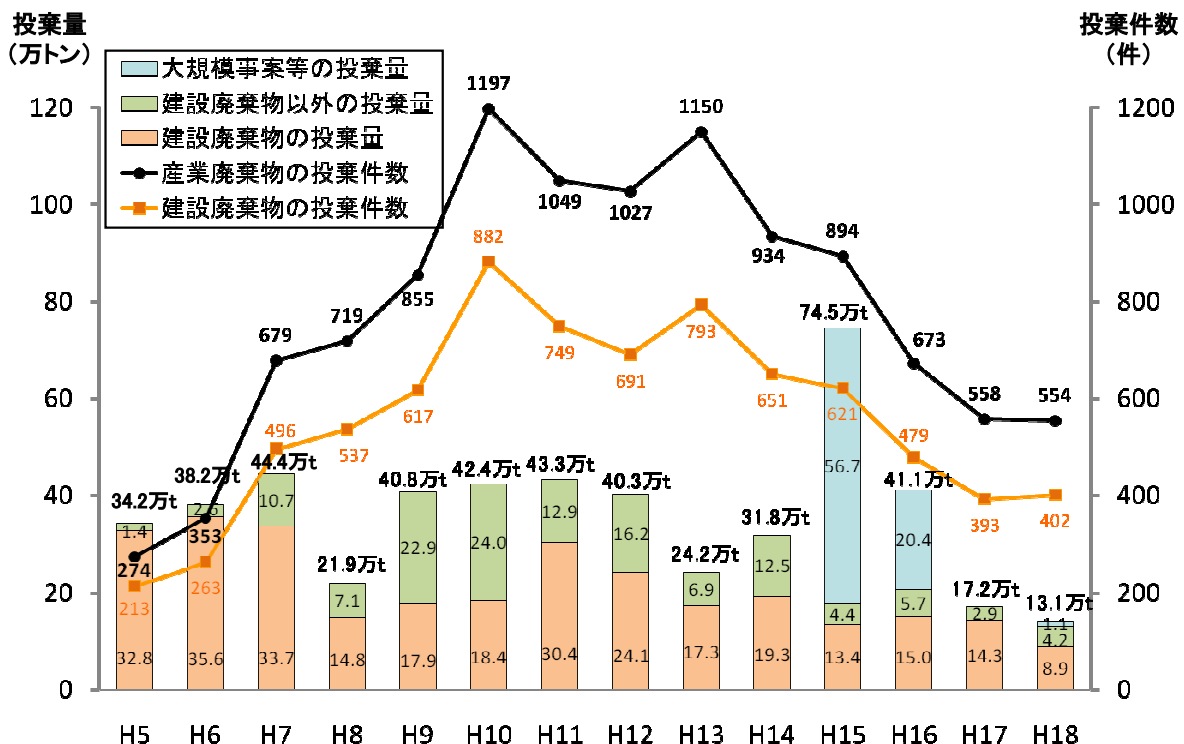


国土交通省「建設副産物実態調査」による。

環境省「産業廃棄物の排出・処理状況調査」、「産業廃棄物行政組織等調査」による

産業廃棄物の不法投棄量及び件数の推移

第1章 2.(2)



環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」による
 投棄件数及び投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件あたりの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象としている。

分別解体等における工事内容及び費用の明確化

第1章 3.(1)①
第3章 1.(5)
第3章 2.(1)④
第3章 2.(1)⑥

■分別解体等の適正実施確保のため、発注者と元請業者、元請業者と下請業者のそれぞれの段階で、分別解体等の方法が明確にされ、かつそれに要する必要が適正に支払われる必要があることから、対象建設工事の届出に係る事項説明等や、請負契約に係る書面の記載事項について規定を設けている。



- 対象建設工事の届出に係る事項説明 (元請業者→発注者)**
 少なくとも以下の事項について、**契約前に書面(様式事由)で説明**。
 ①解体建築物等の構造(解体工事の場合)
 ②使用する特定建設資材の種類 (新築工事等の場合)
 ③工事着手の時期及び工程の概要
 ④分別解体等の計画
 ⑤解体建築物等に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事の場合)
- 対象建設工事の届出に係る告知 (元請業者→下請業者)**
 発注者から都道府県知事へ届け出られた事項について告知 (**口頭でも文書でも可***)。
※下請業者は建設業を営む者であり、分別解体等に関する専門知識や技術を有しているため、説明までは要していない。
- 対象建設工事の請負契約に係る書面記載事項 (発注者⇄元請業者、元請業者⇄下請業者)**
 分別解体等の適正実施の確保が特に重要であるとの認識に基づき、以下の事項を**契約書面に記載**。
 ①分別解体等の方法
 ②解体工事に要する費用
 ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 ④再資源化等に要する費用

対象工事件数及び届出・通知率の推計

第1章 3.(1)②
第3章 2.(1)①

■「固定資産の価格等の概要調査(総務省)」や「建築着工統計(国土交通省)」等をもとに、建設リサイクル法の対象工事件数を推計。

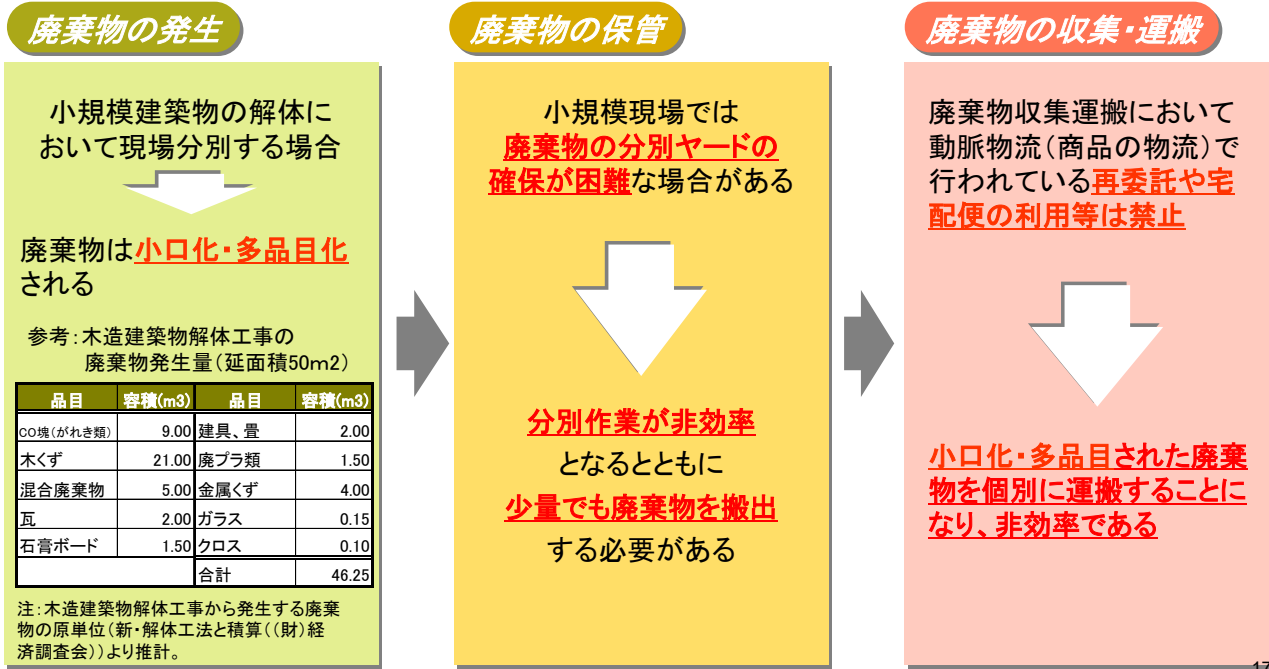
■対象工事のうち届出・通知がなされているのは、建築物の解体工事で約70%、新築・増築工事及び修繕・模様替工事で約80%(以上平成17年度)、その他工作物工事(土木工事等)で約90%(平成18年度)程度と推定される。

→対象工事の届出・通知率を反映した廃棄物排出量カバー率は、建築物解体工事で3分の2程度。

工種	対象工事件数 (推計値)	届出・通知 件数	届出・通知率 (推計値)	廃棄物排出量 カバー率 (届出・通知率 100%の場合)	廃棄物排出量 カバー率 (届出・通知率 を反映)	参考データ
建築物解体工事 (平成17年度)	約30万件	198,253件	約70%	約94%	約66%	・固定資産の価格等の概要調査(総務省) ・建築着工統計(国土交通省)
建築物新築・増築工事及び修繕・模様替工事 (平成17年度)	約3.9万件	29,851件	約80%	約52%	約42%	・建築着工統計(国土交通省) ・増改築・改装等調査結果(国土交通省)
その他工作物工事(土木工事等) (平成18年度)	約19万件	162,885件	約90%	約95%	約86%	・建設工事受注動態統計調査(国土交通省)

小規模建築物における分別解体及び運搬時の課題

■小規模建築物を解体し現場分別する場合、分別ヤードの確保が困難な場合があること、収集運搬の再委託や宅配便の利用等が禁止されていることから、少量の廃棄物を品目毎に分別・運搬することになり、非効率となる。



分別解体における施工事例

中層ビル(非木造建築物)

■中層ビルの場合、屋根、外装材、構造体の取り壊し等は機械による施工となる。

